



高額医療・高額介護合算療養費制度 世帯の費用負担が軽減されます

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して世帯の費用負担を軽減するための制度です。申請により、限度額を超えた分の金額が支給されます。

■制度の内容

同一の医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など）の世帯内で、毎年8月～翌年7月までの1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が一定額を超えた場合、申請により超過分の金額が支給されます。

■自己負担限度額

左記の表をご参照ください。

■申請方法

【芝山町国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者】
支給対象世帯（令和2年8月1日～令和3年7月31日までの間に、ご加入の医療保険に変更があった世帯を除く）に申請関

係書類を郵送します。定められた期間内に、町民税務課国保年金係へ申請してください。

【その他の医療保険（職場の健康保険など）の加入者】
加入している医療保険の窓口へ申請してください。その際、事前に福祉保健課介護保険係（☎77-13925）にて介護保険分の「自己負担額証明書」の交付を受け、添付してください。

■申請・問合せ先
町民税務課国保年金係
（芝山町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者）
加入している医療保険の窓口（その他の医療保険の加入者）

合併処理浄化槽 維持管理費補助金

まちづくり課 環境下水道係 ☎77・3924

町では、合併処理浄化槽の適正な維持管理をしている方に、維持管理費の一部を助成しています。

■対象者

町内に住所を有する方で、住宅に設置した10人槽以下の合併処理浄化槽を適正に維持管理している方

■補助金 毎年1回1万円（上限）

■申請方法

まちづくり課環境下水道係に備え付けの申請用紙または町ホームページから申請書を入力し、必要書類を添えて申請してください。

■申請に必要なもの

- ①維持管理に関する契約を証明する書類の写し
- ②法定検査を受検し、適正であったことを証明する書類と領収証の写し
- ③保守点検を実施した全ての記録表および領収証の写し
- ④申請者名義の預金通帳または口座番号が分かるもの
- ⑤印鑑

※前記②③は、令和3年4月1日～令和4年3月31日までに受検および実施したものととなります。

■受付期間

4月1日（金）～9月30日（金）

■その他

詳細については、町ホームページをご確認ください。

■70歳未満の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額 (医療保険＋介護保険)
ア 所得901万円超	212万円
イ 所得600万円超 901万円以下	141万円
ウ 所得210万円超 600万円以下	67万円
エ 所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	60万円
オ 住民税非課税世帯	34万円

■70歳以上の自己負担限度額

(平成30年8月以降)

所得区分	自己負担限度額 (医療保険＋介護保険)
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ(区分Ⅰ)	31万円
低所得者Ⅰ(区分Ⅱ)	19万円

※「高額療養費」および「高額介護サービス費」として支給される分は除く。



A large white rectangular area with a thin black border, serving as a text input field. A horizontal line is drawn across the top of this area. On the right side, there is a vertical grey bar with a black dot at its top end.

Two short, thick black horizontal bars are positioned near the top of this section. Below them is a large white rectangular area with a thin black border, serving as a text input field. On the right side, there is a vertical grey bar with a black dot at its top end.



A white rectangular area with a thin black border, serving as a text input field. On the right side, there is a vertical grey bar with a black dot at its top end.